

令和 年 月 日

兵庫県 長 殿

届出者 住 所 (郵便番号 )  
電話番号( ) -

商 号  
又 は 名 称

氏 名  
(法人にあつては、代表者の氏名)

法定代理人  
氏名、商号  
又は名称

(注)連絡先、商号又は名称及び氏名に変更があつた場合は、都道府県知事にその旨連絡願います。

残貸付債権の状況等に係る報告書

残貸付債権の状況等について、下記のとおり報告します。

記

1. 残貸付債権の状況及び債権回収方針

(令和 年 月 日現在)

		残貸付債権	債務者数
合 計		千円	人
(債権回収方針)	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
	自主回収(予定)	千円	人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
	取立委託(予定)	千円	人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
	債権譲渡(予定)	千円	人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人
	その他( )	千円	人
	うち施行令第1条の2第6号該当	千円	人

(記載上の注意)

- 「うち施行令第1条の2第6号該当」には、次に掲げる貸付けに係る残貸付債権の合計額及び債務者数の合計数を記載すること。

- ① 貸金業法施行令第1条の2第6号イに掲げるものとして、同号に規定する会社等が当該会社等を含む同一の会社等の集団に属する他の会社等に対して行う貸付け
  - ② 貸金業法施行令第1条の2第6号ロに掲げるものとして、同号に規定する会社等を含む2以上の会社等が共同で営利を目的とする事業を営むための契約に基づき他の会社等の経営を共同して支配している場合において、当該会社等が当該他の会社等に対して行う貸付け
  - ③ 貸金業法施行令第1条の2第6号ハに掲げるものとして、同号に規定する会社等の同号ハに規定する親会社等を含む2以上の会社等が共同で営利を目的とする事業を営むための契約に基づき他の会社等の経営を共同して支配している場合において、当該会社等が当該他の会社等に対して行う貸付け
- 2 債務者数には残貸付債権に対応する債務者の数を記載すること。
  - 3 「その他( )」には、例えば債権放棄など具体的な方針を記載すること。

2. 債権譲渡の状況

譲渡先		譲渡年月日	譲渡債権金額
譲渡済			千円
			千円
譲渡予定			( 千円)
			( 千円)
合計			千円 ( 千円)

(記載上の注意)

- 1 「譲渡先」は、貸付債権を譲り受けた者の商号、名称又は氏名、連絡先(住所、電話番号)及び業種を記載すること。なお、貸金業者の場合は、登録番号(登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。)を併記すること。
- 2 「譲渡年月日」には、同一者に複数回債権譲渡が行われた場合には、すべての譲渡年月日を記載すること。
- 3 債権譲渡予定のものについては、( )内に債権譲渡予定金額を記入すること。
- 4 「譲渡債権金額」には、譲渡した貸付債権の元本債権額を記入すること。

3. 取立委託の状況

委託先		委託年月日	委託債権金額
委託済			千円
			千円
委託予定			( 千円)
			( 千円)
合計			千円 ( 千円)

(記載上の注意)

- 1 「委託先」は、貸付債権の取立委託を受けた者の商号、名称又は氏名、連絡先(住所、電話番号)及び業種を記載すること。なお、貸金業者の場合は、登録番号(登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。)を併記すること。
- 2 「委託年月日」には、当初の委託年月日を記載すること。
- 3 取立委託予定のものについては、( )内に取立委託予定金額を記入すること。

#### 4. 帳簿及び個人情報の取扱い

##### (1) 帳簿の取扱い

- 保存                       債権譲渡先に引継ぎ  
 その他(                      )

(具体的な措置状況)

##### (2) 個人情報の取扱い

- 保存                       債権譲渡先に引継ぎ  
 その他(                      )

(具体的な措置状況)

(記載上の注意)

- 1 該当する項目すべてについて□に✓をすること。
- 2 「具体的な措置状況」については、保存先や廃棄予定時期等を詳細に記載すること。

#### 5. 添付書類

- (1)債権譲渡契約書の写し、債務者への債権譲渡通知の雛形
- (2)取立委任契約書の写し、債務者への取立委託通知の雛形
- (3)法第24条第1項の規定による通知の写し